

生活支援サービス利用契約書

品川区（以下「甲」という）と入居者（以下「乙」という）と指定管理者 社会福祉法人 さくら会（以下「丙」という）とは、品川区立大井林町高齢者住宅条例に基づき提供する生活支援サービスの基本サービスと選択サービスについて、次のとおり契約を締結する。

第1条（契約の目的）

丙は、乙に対し安全かつ安心して主体的に生活を継続できるよう生活支援サービスの基本サービスを提供するとともに、乙の希望により選択サービスを提供することとし、乙は生活支援サービスの対価として第4条のサービス料金を甲に支払うこととする。

第2条（生活支援サービスの内容）

丙が乙に提供する生活支援サービスの内容詳細は、別に作成する生活支援サービス重要事項説明書（以下「重要事項説明書」という。）に記載する。

第3条（サービス提供の記録）

丙は、選択サービス提供に関する諸記録について、2年間保存する。乙から希望する場合は閲覧することができる。

第4条（生活支援サービスの利用料金）

- 1 基本サービス料金は、月額金 10,000 円とし、月の途中での入退去により1か月に満たない期間のサービス料金は、1か月を30日として日割計算した額とする。
- 2 入院、外泊などで不在の場合は、月額定額とする。
- 3 選択サービスの料金については、「重要事項説明書」に記載した料金とする。

第5条（生活支援サービスの料金の変更）

甲は、消費者物価指数や、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、利用料金を変更することができる。

第6条（生活支援サービスの料金の支払）

- 1 基本サービス料金の支払いについて、乙は当月分を26日（金融機関の休業日にあたるときはその翌営業日）までに丙の指定する口座自動方式により納入する。
- 2 丙は、選択サービス料金について、当月分の利用内容を乙に確認し、翌月10日までに乙に請求し、乙は26日までに前項に定める支払方法により納入する。

第7条（有効期間）

- 1 契約期間は、別に締結する賃貸借契約書に記載する契約期間とする。
- 2 甲および乙は、双方、異議がないときは本契約を更新することができる。

第8条（秘密保持）

- 1 甲および丙は正当な理由なく、本契約に基づくサービスを提供するにあたり知り得た乙及び乙の家族等、並びに乙の身元引受人に関する秘密を漏らしてはならない。本契約が終了した後も同様とする。
- 2 甲および丙は、必要な機関に対し乙に関する情報を提供する必要がある場合、事前にその使用目的を説明し、同意を得るものとする。ただし、緊急に必要な場合に限り、医療機関等に乙の身体等の情報を提供できるものとする。
- 3 甲および丙は、乙及びその家族等、並びに乙の身元引受人の個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）を遵守する。
- 4 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要に応じ、乙の同意を得るものとする。

第9条（緊急時の対応等）

丙は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要がある[○]と判断した場合は、乙の状況を的確に把握し必要な措置を講ずる。

第10条（賠償責任）

甲および丙は、生活支援サービスの提供にともなって甲及び丙の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償する。

第11条（相談・苦情対応）

丙は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応する。

第12条（重要事項説明確認）

契約の締結に当たり、甲および丙は乙に対し、「重要事項説明書」に基づき説明を行い、乙はその内容を承認した[○]ものとする。

第13条（本契約に定めのない事項）

- 1 甲、乙および丙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲、乙および丙は、誠意を持って協議のうえ定める。

第14条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、「品川区立大井林町高齢者住宅」の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

前記の契約を証するため、本書3通を作成し、甲、乙および丙は記名押印の上、その1通を保有するものとします。

年 月 日

甲（事業主） 品川区

住所 東京都品川区広町 2-1-36

代表者 区長 濱野 健 印

乙（入居者） 住所

氏名 印

丙（指定管理者） 社会福祉法人 さくら会

住所 東京都品川区南大井 5-19-1

代表者 理事長 前田 武昭 印